

## 九戸村議会基本条例(案)に対するパブリック・コメントの募集について

九戸村議会では、少子・高齢化、人口減少が急激に進む中であって、住民に最も身近な行政組織である市町村の役割はますます増大するとともに、住民に対する説明と理解が今後一層求められていることから、議会のあり方、方向性等について。また、議会が行うべき改革事項等の指針となる「**議会基本条例**」の策定を進めています。

このたび、条例案を作成しましたので、村民の皆様からご意見を募集いたします。

### 《 募集期間 》

令和2年12月14日(月) から 令和2年12月28日(月)まで

### 《 意見の提出方法 》

意見を提出できる方は、村内に在住・通勤・通学している方、村内に事業所を有する方、当該案に利害関係のある方となります。

意見書に必要事項を明記し、下記の方法で提出してください。

- ① 持参 : 九戸村役場議会事務局
- ② 郵便 : 〒028-6502 九戸村大字伊保内 10-11-6 九戸村議会事務局 宛
- ③ ファックス : 0195-41-1005
- ④ 電子メール : [gikai@vill.kunohe.iwate.jp](mailto:gikai@vill.kunohe.iwate.jp)

※ 電話による意見募集は行いません。

※ 単に賛否を記載した意見や住所・氏名等の必要事項が記載されていない場合は意見として受付できません。

※ 個々のご意見には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※ 寄せられた意見については、計画の見直しに向けた検討の参考とし、公表の際には個人情報保護に十分留意した上で意見の内容のみを公表します。

### 《 問合せ先 》

九戸村議会事務局

電話 : 0195-42-2111(代表) FAX : 0195-41-1005